

人吉・球磨地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

人吉・球磨地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の目的

10の市町村で構成する人吉・球磨地域（以下「本地域」という。）においては、JR肥薩線やくま川鉄道、広域路線バスを「幹線」とし、各自治体が運行するコミュニティバスや乗合タクシーを「支線」として補完する構造で構築されてきた。しかし、豪雨災害により基幹インフラである鉄道網が甚大な被害を受け、地域移動の基軸は現在もなお不安定な状況にある。くま川鉄道については、令和3年11月からの部分運行を経て令和8年9月には全線再開を予定しており、全線復旧に際しては「上下分離方式」による経営構造の転換が図られる。また、JR肥薩線においても「川線」区間の令和15年度復旧が合意され、今後はダイヤ検討の前段として、広域的な利用実態と潜在的なニーズを改めて精査し、将来の運行形態を再定義する必要がある。

一方、幹線の一翼を担う路線バスにおいては、少子高齢化に伴う輸送人員の減少に加え、近年の物価高騰が経営を圧迫しており、事業者の経営努力を越えた欠損を圏域自治体が財政負担で補う構造が常態化している。現行計画では鉄道と重複する区間の整理や交通体系の見直しを掲げているものの、具体的な再編には至っていない。そのため、客観的データに基づく現状把握を行い、実効性のある再編の方向性を早期に位置付けることが急務となっている。

現在、本地域では高齢化の進展や運転免許証の自主返納加速により、通院や買物といった日常生活を支える交通ニーズが多様化・細分化している。今後は単なる路線の維持や増便に留まるのではなく、各モードに求められるサービス水準を明確化し、既存の輸送資源をフル活用したモード間連携を強化しなければならない。点在する交通空白地の解消を含め、地域の現状に即した「安全・安心で将来にわたって誰でもアクセスしやすい公共交通システム」の構築こそが、人吉球磨地域の復興と持続可能な地域社会の実現に向けた喫緊の課題である。

本業務は、上記の背景を踏まえるとともに、令和4年3月に策定した人吉・球磨地域公共交通計画の計画期間が令和8年度末で終了することから、本地域のこれまでの取組を検証し、地域公共交通を取り巻く新たな課題の整理を行い、上位計画や各市町村の交通計画等を踏まえつつ、圏域住民が安心して暮らせる移動環境のあり方等を定める、人吉・球磨地域公共交通計画の策定に関する支援を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通調査事業の実施により、「人吉・球

磨地域公共交通計画」をとりまとめるものとする。

各業務の概要は次のとおりとする。

(1) 地域特性及び公共交通の現状整理

地域の状況及び地域公共交通等に関する状況等の把握のため、交通体系（道路状況、公共交通路線状況）、各交通機関、路線の利用状況、人口分布、生活関連施設等の調査を行う。

(2) 現状把握のための調査

地域ニーズの調査、把握

観光客を含めた地域公共交通利用者の利用実態及び問題点、ニーズ等の把握、交通事業者の経営状況等の把握及び各市町村の動向把握のため、住民の移動実態、意向調査で潜在的な「移動の困りごと」を抽出し、ステークホルダーヒアリングによる観光客、交通事業者、医療・教育関係機関の生の声の集約や人流データ等の客観的数値を用いた現状分析を行い、これらの定性・定量データをクロス分析して地域課題の可視化を実施する。

(3) 評価の実施

現行計画（人吉・球磨地域公共交通計画、R4.3策定）で設定した目標の達成状況、事業効果等を自治体等に調査し、評価・検証を行う。

(4) 人吉・球磨地域公共交通計画のとりまとめ（計画期間令和9年～令和13年【5年間】）

(1)から(3)の調査結果、分析、検証を踏まえ、持続可能な公共交通網の形成にあたっての課題等を整理し、上位計画や各市町村の交通計画等を踏まえつつ、圏域住民が安心して暮らせる移動環境のあり方について基本方針をまとめる。特に地域の基幹交通であるくま川鉄道と路線バスが一部並走しており、路線バスの再編方針の明確化が必要となっている。

地域特性に応じた解決策の方向性と、計画期間内の解消に向けた具体的な目標年度、スケジュール等を具体的に反映させた計画を取りまとめる。

(5) 人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の運営支援

計画策定に向けて、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会での資料作成、会議運営支援、会議結果の取りまとめ支援をする。なお、協議会開催は4回を想定する。また、協議会の議事審査機関である「人吉・球磨地域公共交通活性化協議会幹事会」についても、必要に応じて支援を行う。

(6) パブリックコメント実施支援

計画素案に関するパブリックコメント実施にあたって、実施要領の検討、実施支援、意見の整理、計画への反映の検討を行う。

(7) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、随時、協議会事務局と十分な打合せを行う。

5 成果品

(1) 業務報告書

(2) 人吉・球磨地域公共交通計画 50部

※仕様 A4判縦、カラー両面100ページ程度、資料編含む

(3) 人吉・球磨地域公共交通計画（概要版） 100部 ※A3カラー両面2ページ程度

(4) 作成資料、データ（集計等の基データ含む）の電子ファイル（CD-ROM等）一式

6 検査

成果品については、完成後、協議会事務局の検査を受けることとし、検査、合格の承認を得て成果品の引き渡しを行うものとする。

7 支払方法

業務終了後、国からの補助金受入後に一括払いとする。

8 その他

(1) 関係市町村及び関係交通事業者が保有する資料等で本業務を遂行する上で必要となるものについては、当事者と協議の上、提供する。

(2) その他、本業務を遂行する上で必要な事項は、契約当事者と協議の上、随時決定するものとする。

(3) 本業務の成果品となる報告書及び二次的著作物については、発注者（人吉・球磨地域公共交通活性化協議会）に帰属するものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

9 担当部署

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7-1（人吉市交通政策課内）

人吉・球磨地域公共交通活性化協議会

担当：宮崎、永田

電話：0966-22-2111（内線3111）

Fax：0966-24-7869

E-mail：koutsuseisaku@hitoyoshi.kumamoto.jp